

岐阜県バレーボール協会会計に関する内規

(総 則)

第1条 この内規は、本会の会計に関する基準を定めるものである。

2 本会役員の出張に関する経費は別に定める。

(加盟登録金)

第2条 本会規約第20条による。

- (1) 実業団・・・・・・・・・・17,000円(内4,000円は、連盟へ還元)
- (2) 一般・クラブ・・・・・・・・8,500円(内2,000円は、連盟へ還元)
- (3) 大学・・・・・・・・・・11,000円(内3,000円は、連盟へ還元)
- (4) 高等学校・・・・・・・・・・10,500円(内3,000円は、高体連へ還元)
- (5) 中学校・・・・・・・・・・3,500円
- (6) 小学生・・・・・・・・・・2,000円
- (7) ママさん・・・・・・・・・・2,000円
- (8) ソフト・・・・・・・・・・2,000円
- (8) ヤング・・・・・・・・・・8,000円(内5,000円は、ヤング連へ還元)

(賛助会員)

第3条 本会規約第4条に定める賛助会員の会費は、年間一口10,000円以上とする。

(参加料)

第4条 本会が主催及び主管する各種県大会に出場するチームは、次の参加料を支払うものとする。

- (1) 県内競技会・・・・・・・・5,000円
- (2) ママさん県大会・・・・・・・・5,000円
- (3) 中学生県大会・・・・・・・・5,000円
- (4) 小学生県大会・・・・・・・・3,000円(読売旗、新人大会は5,000円)
- (5) ソフトバレー・・・・・・・・3,000円
- (6) ビーチバレー・・・・・・・・3,000円(ジュニア選手権は2,000円)
- (7) ビーチバレー(1人)・・1,000円(混合4人制)

2 各種大会の担当理事は、大会終了後、決算書及び残金を事務局に提出するものとする。

(激励費)

第5条 本会会員が、役員(含む監督・コーチ・審判員)、選手及びチームとして海外に遠征する場合は、その年度1回に限り激励費として、次に定める額を支給する。

- (1) 役員・・・・・・・・・・10,000円
- (2) 選手・・・・・・・・・・10,000円
- (3) チーム・・・・・・・・・・30,000円

2 国体本大会出場チームには、1チーム10,000円の激励費を支給する。

(改 正)

第6条 本内規の改正は、理事会において2/3以上の賛成を得なければならない。

昭和43年3月	制 定
平成 5年3月	一部改正
平成 6年3月	一部改正
平成11年3月	一部改正
平成13年3月	一部改正
平成15年3月	一部改正
平成17年3月	一部改正
平成19年3月	一部改正
平成20年3月	一部改正
平成23年3月	一部改正